

流域下水道施設における共同研究の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県流域下水道管理者（以下「管理者」という）が管理者以外の者と共同で行う研究、調査、試験及び開発（以下「共同研究」という）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究者 管理者と共同して研究、調査、試験または開発を行う者をいう。
- (2) フィールド提供型共同研究 共同研究者が実用化を視野に入れた研究開発段階において提案する技術開発等に対して、管理者が技術力、用地、施設または下水道資源（下水、処理水または汚泥等をいう。以下同じ。）を提供して行う実施期間が3年未満の共同研究をいう。
- (3) 資源提供型共同研究 共同研究者が提案する技術開発等に対して、管理者が下水道資源を提供して行う実施期間が3年未満の共同研究をいう。

(共同研究の実施要件)

第3条 共同研究は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、実施することができる。

- (1) 共同研究として行うことが合理的であり、かつ、下水道業務にとって有効であること。
- (2) 共同研究の内容が公益性を有すること。
- (3) 共同研究者が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること
- (4) 共同研究の実施が、管理者の業務に支障を及ぼす恐れが無いこと。

(費用の負担)

第4条 共同研究の実施に係る費用（以下「費用」という。）の負担については、次の各号に掲げる共同研究の区分に応じて、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) フィールド提供型共同研究 共同研究者の負担とする。
- (2) 資源提供型共同研究 共同研究者の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合は、共同研究者との協議により費用の負担について定めることができる。

(審査会の設置)

第5条 管理者は共同研究に関する事項を審議・確認するため、愛知県流域下水道共同研究審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の組織、運営等に関する必要事項は別に定める。

(フィールド提供型共同研究の審査等)

第6条 フィールド提供型共同研究において、共同研究者になろうとする者（以下「提案者」という。）は、当該研究に係る計画書を、共同研究を希望する処理場を所管する建設事務所下水道担当課長（以下「下水道担当課長」という。）に提出する。

- 2 下水道担当課長は前項の規定に基づく計画書の提出を受けたときは、当該計画書について、審査会の審議に付し、その結果に基づき共同研究の採否を決定する。
- 3 下水道担当課長は、前項で決定された内容を提案者に対して通知する。

(資源提供型共同研究)

第7条 資源提供型共同研究において、提案者は、当該研究に係る計画書を、下水道担当課長に提出する。

- 2 下水道担当課長は、前項の規定に基づく計画書の提出を受けたときは、当該計画書について、審議を行い共同研究の採否を決定する。
- 3 前項の場合において、下水道担当課長は必要があると認める場合、審査会に当該共同研究の採否について助言を求めることができる。
- 4 下水道担当課長は、第2項で決定された内容を提案者に対して通知する。

(フィールド提供型共同研究に係る実施協定の締結)

第8条 管理者はフィールド提供型共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ共同研究者と共同研究の実施に関する協定(以下「実施協定」という。)を締結しなければならない。

- 2 実施協定は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 共同研究の課題、内容及び実施期間に関する事。
 - (2) 共同研究の業務分担に関する事。
 - (3) 費用の負担区分に関する事。
 - (4) 共同研究の中止に関する事。
 - (5) 共同研究結果の報告に関する事。
 - (6) 共同研究の成果等の取り扱いに関する事。
 - (7) 共同研究の実施にあたり取得した秘密の保持に関する事。
 - (8) 共同研究の実施にあたり生じた損害への対応に関する事。
 - (9) 実施協定の有効期間
 - (10) 前各号に定める事項のほか、共同研究の実施について必要な事項に関する事。
- 3 管理者は実施協定に規定した内容を変更しようとするときは、共同研究者とその旨を規定した協定を締結しなければならない。

(資源提供型共同研究に係る誓約書の受領)

第9条 下水道担当課長は資源提供型共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ共同研究者から当該研究の実施に係る誓約書を受領しなければならない。

- 2 下水道担当課長は資源提供型共同研究の内容を変更しようとするときは、変更内容を記載した第7条1項における計画書及び前項に定める誓約書を再度受領しなければならない。

(共同研究の事務及び調整)

第10条 共同研究に関する問い合わせ・調整等は、下水道課及び各建設事務所の下水道事業担当課が行う。

- 2 共同研究に関する事務は原則として、当該研究に係る計画書を受領した建設事務所の下水道担当課(以下「下水道担当課」という)が担当する。
- 3 共同研究実施中における共同研究者及び指定管理者等との調整、研究施設等の現場管理等は、原則として下水道担当課が行う。
- 4 審査会は、必要と認められる場合、実施中の共同研究について下水道担当課長及び共同研究者に説明を求め内容を確認し、意見を付すことができる。

(共同研究の中止)

第11条 管理者は、共同研究の実施により流域下水道の業務に支障が生じもしくは生じる恐れがあるとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたことにより共同研究を継続するこ

とが困難になった場合、当該共同研究を中止することができる。

- 2 前項の規定により管理者が共同研究を中止しようとするときは、共同研究者に事前に通知する。

(研究成果の報告)

第 12 条 下水道担当課長は共同研究が終了したときは、遅滞なく報告書を共同研究者ととりまとめ、審査会に提出する。

- 2 審査会は提出された報告書の内容を審議する。
- 3 審査会会長は、必要と認められる場合、報告書の内容について下水道担当課長及び共同研究者に説明を求めることができる。

(研究成果の取り扱い)

第 13 条 共同研究の結果、知的財産が創出された場合は、実施協定、「愛知県職員の勤務発明等に関する規定」(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 4 号)、「愛知県試験研究機関における共同研究取扱指針」、「愛知県試験研究機関における知的財産出願等取扱指針」、「愛知県試験研究機関における研究成果物取扱指針」及び「愛知県試験研究機関知的財産出願等取扱要領」に基づき所定の手続きを行う。

(公的機関への適用)

第 14 条 管理者は、県各部局、国、地方公共団体、その他の公共団体または、大学等の公的機関またはこれらに準ずる法人と共同研究を実施する場合等において、特別な事情があるときは、本要領のうち第 2 条、第 6 条 1 項、第 6 条 3 項、第 7 条から第 11 条の事項について、審査会の審査に付し別途定めることができる。

(細則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。